





学科教本訂正表

法令や交通の教則の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正します。訂正箇所（ページ等）を確認のうえ、ご使用ください。

訂正内容	
P.9	<p>「④歩行者」の意味をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>道路を通行している人をいいます。また、つぎの人も歩行者として扱われます。</p> <p>(1) 身体障害者用の車いす・小児用の車・歩行補助車（原動機を用いるものも含む）・ショッピングカートを使って通行している人</p> <p>(2) 大型自動二輪車・普通自動二輪車・原動機付自転車・二輪や三輪の自転車・その他法令で定められた基準に該当する車両を押して歩いている人（エンジンをかけているものや、他の車をけん引しているもの、側車付のものは除きます。）</p>
P.27	<p>「NOTE ●歩道を通行できる普通自転車」の本文をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>普通自転車は、車長1.9m以下、車幅0.6m以下の四輪以下の自転車で、運転者席以外の乗車装置や側車がなく、他の車をけん引していないものをいいます。</p> <p>普通自転車が歩道を通行できるのは、標識などによる指定があるとき、幼児や高齢者など政令で定める人が運転するとき、その他安全のためやむを得ないときに限ります。（詳しい説明は54ページ）</p>
P.37	<p>「33.歩行者専用」の下につぎの標識を追加し、以降の標識の番号を繰り下げてください。</p> <p>34.許可車両専用</p> <div style="display: flex; align-items: center;"><div style="display: flex; gap: 10px;"></div><div style="margin-left: 20px;"><p>表示された自動車で道路管理者の許可を受けた車両の停留施設（ターミナル）を示します。</p></div></div> <p>路線バス・貸切バスなど タクシー トラック</p> <p>35.許可車両（組合せ）専用</p> <div style="display: flex; align-items: center;"><div style="margin-right: 20px;"></div><div><p>表示された自動車（この場合はバスとタクシー）で道路管理者の許可を受けた車両の停留施設を示します。</p></div></div> <p style="text-align: right;">★標識の地色は青、模様は白。</p>